サービス利用に向けてのご案内

【福祉サービス受給者証の発行について】



サービスを利用される方へ

○ご希望の相談支援事業所の相談支援専門員へご連絡ください。
早期療育相談も相談事業所の一つとなっております。
相談支援専門員が利用者の希望や困りごとを整理するお手伝いをします。その中で、利用できる制度や、サービスについてご説明します。

【サービスを利用する場合】

『福祉サービス受給者証』の発行が必要になります

＜利用者＞

サービスを提供する事業所の見学等を行い、利用先を決めます。

↓→ 利用する事業所が決まりましたら、相談支援専門員が「サービス等利用計画」を作成します。

市役所障害福祉課で、「福祉サービス受給者証」の申請・発行手続きを行います。

↓← 「サービス等利用計画案」の内容を利用者が確認、同意を得て、障害福祉課に提出します。

市が支給決定後、受給者証が発行されます。

↓

利用する事業所と契約を行い、サービス利用開始となります。

お問い合わせ　（早期療育相談）
☎０２９－８２２－３４１１
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　８：３０～１７：１５